

2022年11月30日

わが国事業者団体として初 プラスチック資源循環の取組

プラスチック資源循環促進法への対応ーリース会社向けガイダンスの制定

公益社団法人リース事業協会(会員会社228社)は、リース業界におけるプラスチック使用製品の資源循環を促進するため、リース会社向けガイダンスを制定しました。

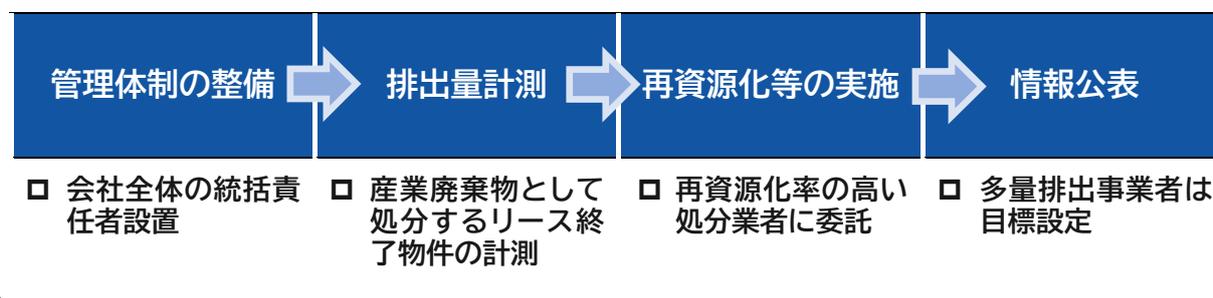
リースは、企業・官公庁の設備投資で活用されていますが、リース期間が終了したリース物件は、リース会社が責任をもって資源循環を進めています。

ガイダンスは、リース会社がプラスチック資源循環促進法(本年4月施行)に対応するための具体的な取組内容を示しており、リース業界において、さらなる資源循環を促進することを目的としています。

この取組は、わが国事業者団体として初めて行われるものであり、関係者から高く評価いただいています。当協会として、この取組を推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

【ガイダンスの概要】

以下の取組を進めることによりプラスチックの資源循環を促進します



※ガイダンス本文は、当協会ホームページ(<https://www.leasing.or.jp/>)に掲載しています。



【本件に関するお問い合わせ先:協会事務局 加藤・廣澤 TEL03-3595-1501】